高年齢者雇用安定法

目的

・この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

定義

・「高年齢者」とは、55歳以上の者をいう。

・「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。
① 中高年齢者（45歳以上の者をいう）である求職者（②に掲げる者を除く）
② 中高年齢失業者等（45歳以上65際未満の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう）

基本的理念

・高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

・労働者は、高齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等

	定年を定める場合の年齢	高年齢者雇用確保措置	高年齢者就業確保措置
原則	定年の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。	定年（65歳未満のものに限る）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。 ① 定年の引上げ ② 継続雇用制度 ③ 定年の定めの廃止	定年（65歳以上70歳未満のものに限る）の定めをしている事業主又は継続雇用制度（高年齢者を70歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。 ① 定年の引上げ ② 65歳以上継続雇用制度 ③ 定年の定めの廃止
例外	高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として省令で定める業務（＝坑内作業）に従事している労働者については、この限りでない。		事業主が、過半数労働組合等の同意を得た「創業支援等措置」を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、定年後等又は65歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後70歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

※「創業支援等措置」は、次に掲げる措置をいう。

・その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者（「創業高年齢者等」という）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置。

・その雇用する高年齢者が希望するときは、次の①～③の事業について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置。
① 当該事業主が実施する社会貢献事業
② 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業
③ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であって、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

高年齢者雇用等推進者

・事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

事業主による高年齢者等の再就職の援助等

	再就職援助措置	多数離職の届出	求職活動支援書の作成等
本則	事業主は、再就職援助対象高年齢者等が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く）その他省令で定める理由により離職する場合において、再就職援助対象高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該再就職援助対象高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置（「再就職援助措置」という）を講ずるように努めなければならない。	事業主は、再就職援助対象高年齢者等のうち5人以上の者が省令で定める理由により離職する場合には、あらかじめ、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。	事業主は、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項（解雇等の理由を除く）として省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面（「求職活動支援書」という）を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。
備考	再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲は、45歳以上70歳未満の者であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。 ① 日々又は期間を定めて雇用されている者（同一の事業主に6月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。） ② 試みの使用期間中の者（同一の事業主に14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。） ③ 常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者 ④事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した継続雇用制度及び65歳以上継続雇用制度に規定する契約に基づき雇用する者	届出は、多数離職届を当該届出に係る離職が生ずる日の1月前までに所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。	事業主は、求職活動支援書を作成する前に高年齢離職予定者に共通して講じようとする再就職援助措置の内容について、過半数労働組合等の意見を聴くものとする。

高年齢者の雇用状況等の報告

・事業主は、毎年、6月1日現在における定年、継続雇用制度、65歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を翌月15日までに、高年齢者雇用状況等報告書により、管轄公共職業安定所長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

SAMPLE